

補正書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 住所又は居所
氏名
電話番号
ファクシミリ番号

印

年 月 日付けで申請した設立の認証(定款の変更の認証・合併の認証)について、提出した書類に軽微な不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項(同法第25条第5項及び同法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり補正します。

補正が必要な書類	補正の内容		補正の理由
	補正後	補正前	

備考

- 1 補正することができる軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとして市長が認めたものとしません。
- 2 補正の内容の欄には、補正しようとする箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載してください。
- 3 補正後の書類を添付してください。なお、縦覧に供する書類(定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書)を補正する場合は、2部添付してください。